

2017年11月31日

宛先：国際ロータリー第 2790 地区
各ロータリークラブ会長・幹事各位
C C：地区立法案検討委員会 委員長
PDG 崎山征雄様（審議会地区代表議員）

国際ロータリー第2790地区
ガバナー 寺嶋 哲生

2019年規定審議会クラブ提出制定案承認（郵便投票）の件

向寒の候 貴クラブにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
皆様には、地区運営にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、去る 7 月 7 日付 E メールで皆様に御願いした 2019 年規定審議会（開催時期未定）に提出する制定案につき、提出期限（10 月 15 日）までに、2 クラブより 4 件の提出がありました。
11 月 26 日に開催した当地区立法案検討委員会において提案を精査し、別紙記載 4 件のクラブ提出制定案を 2019 年規定審議会に提出する件（RI 事務局提出期限は本年 12 月 31 日）につき、国際ロータリー細則第 7 条規定審議会（7.040 クラブ提出の制定案を地区で承認）に基づき、地区内クラブの承認を郵便投票にて行うことといたしました。

注：国際ロータリー細則 7.040 は、規定審議会クラブ提出制定案は、地区大会、地区立法案検討会で、または郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明添付を義務付けています。従って、今回は、時間的制約により、郵便投票を選択しました。

つきましては、別紙記載 4 件の制定案につき、貴クラブ理事会、及び／またはクラブ協議会で審議の上、別紙「郵便投票用紙の 1～4 の各制定案」に貴クラブの立場（賛成・反対・白票のいずれかに丸印）を記入の上、会長及び幹事が署名し、2017 年 12 月 20 日 12 時まで（必着）にガバナー事務所宛回答下さい。（郵便、ファックス、E メール、及びインターネットテクノロジーのいずれでも可。国際ロータリー定款第 15 条解釈の仕方）。

票決は、国際ロータリー細則第 14 条ガバナーの指名と選挙に準拠するものとし、各クラブの投票権は 14.040.1 の規定通りとします。また、14.040.2 に基づく投票委員会を開催し、有効投票の過半数をもって承認とします（14.040.3）。投票委員会委員は、地区立法案検討委員会委員の「PDG 青木貞雄氏」、「GE 橋岡久太郎氏」、及び「GN 諸岡靖彦氏」に委嘱しました。

敬具

別紙：1～4 はクラブ提出制定案、5 は郵便投票用紙
投票用紙送付先：郵便：〒260-0042 千葉市中央区椿森 3-1-1-301 寺嶋哲生ガバナー事務所
ファックス：043 - 307 - 2791 E メール：17 - 18gov@rid2790.jp